

建築分野の中長期的なあり方に関する検討会の設置等について（案）

1. 設置趣旨

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の制定から約 75 年間が経過し、その間我が国の経済社会情勢は大きく変化している。
- ・ 建築分野においても、変化する情勢に合わせて各種の制度を創設・改正し、隨時対応を重ねてきたところであるが、ストックが充足しつつも担い手の減少が見込まれる今後の局面において、最低限の安全性を確保しつつも柔軟な建築物の利活用を推進し、建築の発展及び改善を促すためには、社会資本としての建築物・市街地の中長期的なあり方を検討する必要がある。
- ・ 令和 8 年 1 月の社会資本整備審議会建築分科会における「建築分野の中長期的なビジョン（仮称）の策定に向けて～中間的なとりまとめ～」を踏まえ、2050 年（建築基準法制定 100 年）を見据えつつ、建築分野における多種多様な課題に対し、専門分野を超えた大局的見地から、その解決策を整理するなどビジョンの策定に資する各論に係る具体的な検討を行うため、建築学、建築行政その他の建築分野における有識者及び実務者等から構成する検討会を設置する。

2. 当面の検討内容

- ・ 令和 7 年 5 月～9 月に開催した「建築分野の中長期的なあり方に関する懇談会」では、建築生産・建築行政の現場で発生している問題や解決すべき課題について、建築分野の有識者・実務者等から広く収集し、建築分野での中長期的なあり方の議論を進める上での以下の①～⑤に関する論点整理を行った。
 - ① 中長期的なビジョンの目的
 - ② 建築分野において目指す社会像
 - ③ 目指す社会像の実現に向けた取組事項（ビジョンの枠組み）
 - ④ 中長期的なビジョンに係る論点・留意点・方向性の整理
 - ⑤ 中長期的なビジョンの具体化
- ・ 本検討会では、これまでの論点整理を踏まえ、中長期的なビジョンの具体化に向けて、各論に係る課題整理を行い、早急に取り組むべき課題とその対応策、中長期的に取り組むべき課題とその検討の方向性について整理を行い、建築分科会の議論につなげる「中長期的なビジョンの素案」をとりまとめることとする。

3. スケジュール（予定）

第1回（2月）：今後の進め方の検討

第2回～第3回（6月～8月）：各論に係る課題整理・調整・議論

第4回（9月）：議論のとりまとめ

※今後の議論の進捗に応じて、回数等の変更があり得る。